

令和7年度 墨田区職員 福祉Ⅱ類(保育士) 採用選考案内

令和7年6月19日
墨 田 区

- 申込受付期間 令和7年6月19日(木)午前9時～8月12日(火)午後5時
- 申込受付方法 インターネット申込
- 選考実施日 第一次選考 令和7年8月24日(日)
第二次選考 令和7年9月13日(土)～15日(月・祝)のいずれか1日

この採用選考は、墨田区の区立保育園等に勤務する保育士の採用予定者を決定するために実施します。

1 募集概要等

募集職種	職務名	採用予定時期	採用予定人員	勤務予定先
福祉(Ⅱ類)	保育士	令和8年4月1日以降	20名程度	区立保育園等

2 受験資格

次の(1)～(4)の要件のすべてに該当する方が受験できます。

- (1) 国籍を問わず、昭和63年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた方
- (2) 保育士資格を有し、都道府県知事の登録を受けている方(令和8年3月31日までに保育士資格を有し、登録見込みの方も含みます。)
- (3) 地方公務員法第16条の各号(裏面「参考」参照)のいずれにも該当しない方
- (4) 現に墨田区の常勤職員(教育公務員、臨時的任用職員及び任期付職員(※)は除きます。)でない方。

(※) 「地方公務員の育児休業等に関する法律」及び「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」の規定に基づき採用されている任期付職員を言います。

(注1) 受験できる日本国籍を有しない方の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第2(永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者)に掲げる在留資格を有する方及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。

(注2) 保育士資格を有する方で、都道府県知事の登録を受けていない方、または保育士資格を取得見込みの方は、令和7年3月31日までに都道府県知事の登録を受ける必要があります。また、取得見込みとして受験した方が、令和7年3月31日までに保育士資格を取得できないと、採用されません。

- (注3) 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）に基づき、「保育士特定登録取消者管理システム」にて検索をさせていただきます。
- (注4) 申込時に、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）の趣旨を鑑みて、同法第2条7項に規定する「特定性犯罪」に掲げる罪に処されたことがあるか確認を行います。

3 選考方法・日程等

(1) 第一次選考

実 施 月 日	令和7年8月24日（日）
場 所	墨田区役所 ※選考会場は受験票でお知らせします
選 考 方 法	作文：課題式により800～1200字程度（80分）
結 果 通 知	令和7年9月中旬 ※第一次選考受験者全員に通知します

(2) 第二次選考（第一次選考合格者のみ）

実 施 月 日 (予 定)	令和7年9月13日(土)～ 15日(月・祝)のいずれか1日	詳細は、第一次選考結果 通知の際お知らせします
場 所	墨田区役所	
内 容	面接：個別面接により20分程度	
結 果 通 知	令和7年11月下旬 ※第二次選考受験者全員に通知します	

4 受験手続

インターネット申込により時間に余裕をもって申し込んでください。

申込方法	①下記申込URL（墨田区電子申請サービス（L o G o フォーム）の墨田区職員（福祉Ⅱ類（保育士））採用選考申込みページ）へアクセス ②画面の指示に従って全ての必要項目を正しく入力して、下記申込期間中に申請	
申込URL	採用選考申込みページ （墨田区電子申請サービス L o G o フォーム） https://logoform.jp/form/DnDq/1029720	
申込期間	令和7年6月19日（木）午前9時から 令和7年8月12日（火）午後5時まで 【期間内受信有効】	

- ◆ 申込期間中に正常に受信したものを有効とします。この場合、採用選考の申込みを受け付けた旨のメール（到達通知）が送信されますので、メールが届かない場合は、申込期間中に必ず問合せ先までご連絡ください。
- ◆ インターネットでの申込みが出来ない場合は、問合せ先へ連絡してください。

5 受験票の交付

申込締切り後、メールで別途送付しますので、メールの指示に従ってダウンロードしてください。選考当日、スマートフォンの画面で受験票を提示いただくか、印刷したものを提示してください。

- ◆ 令和7年8月20日（水）までにメールが届かない場合は、問合せ先に照会してください。

6 給与等（令和7年4月1日現在）

月 額	約237,600円～289,080円（地域手当含む。） ※給与改定があった場合は、その定めるところによります。
加 算	職務経験等がある場合には、一定の基準により上記月額範囲内で加算されます。
手 当	条例等の定めるところにより、期末手当、勤勉手当、通勤手当、住居手当、扶養手当等が支給されます。
昇 給	原則として年1回あります。
勤務時間	・月曜日から土曜日までの午前7時00分～午後7時30分 ・交替制により1日実働7時間45分 1週間につき平均38時間45分勤務 ・休日は、日曜日及びその他指定された日で、4週につき8日となるように定めています。
休 暇 等	・年次有給休暇は、年度ごとに20日付与されます。 ・その他、夏季休暇、慶弔休暇、妊娠出産休暇、育児休業等の休暇制度があります。
受動喫煙防止のための措置	敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所がある場合あり)

7 問い合わせ先

墨田区総務部職員課人事係（区役所 8 階）

〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋 1-23-20

【電話】03-5608-6244（直通）

【ホームページ】<https://www.city.sumida.lg.jp>

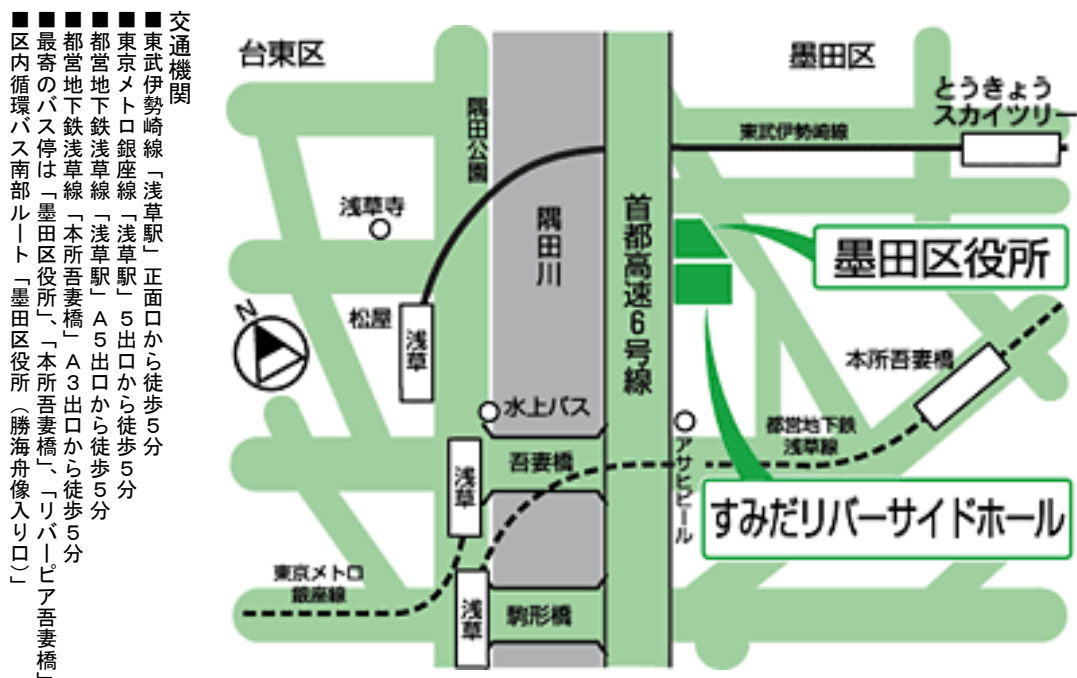


ひと、つながる。
墨田区



保育士採用ページ

【墨田区役所案内図】



《 参考 》地方公務員法第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（注）平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）も選考を受けることが出来ません。